

# 財形預金

平成25年1月4日現在

1. 商品名	・一般財産形成預金(期日指定定期預金方式)
2. ご利用いただける方	・当金庫と財産形成預金取扱契約を締結しているお取引先企業の従業員の方(年齢制限はありません) ・お一人で複数の契約ができます。また2つ以上の金融機関での取扱も可能です。
3. 期間	・積立期間3年以上(年1回以上の預入が必要です)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・給与または賞与からの天引き預入 預入ごとに期日指定定期預金を作成します。 ・1回1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・預入日から1年間は払戻ができません。 ・1年経過後は預入の都度作成された期日指定定期預金について個別に口座を指定して払戻できます。 (ただし、1ヵ月前までに払戻日の指定が必要となります)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・お預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・個別の定期預金毎に満期時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算。
7. 税金	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(財形非課税制度の適用はありません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	————
9. 付加できる特約事項	————
10. 中途解約時の取扱	・個別の定期預金ごとの解約が満期日前となる場合は、表1「定期預金の期限前解約利率一覧(期日指定定期預金)」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧くださいか、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話:053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利

	<p>な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他の参考となるべき事項	<p>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>

表1 定期預金の期限前解約利率一覧 期日指定定期預金

預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預金期間が6カ月以上1年未満の場合	預入日の2年以上の利率×40%
預金期間が1年以上1年6カ月未満の場合	預入日の2年以上の利率×50%
預金期間が1年6カ月以上2年未満の場合	預入日の2年以上の利率×60%
預金期間が2年以上2年6カ月未満の場合	預入日の2年以上の利率×70%
預金期間が2年6カ月以上3年未満の場合	預入日の2年以上の利率×90%

(注) 小数点第3位以下切り捨て

